

江府町告示第 11 号

江府町いどばたグループ支援事業補助金要綱の改正をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江府町長 白石 祐 治

江府町いどばたグループ支援事業補助金要綱の一部を改正する要綱

江府町いどばたグループ支援事業補助金交付要綱（平成30年9月25日江府町訓令第25号）の一部を以下のとおり改正する。

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
第1欄	<p>事業の種類</p> <p>(1) 江府町いどばたグループ支援事業</p> <p>(2) 江府町いどばたステップアップ事業</p>	第1欄	<p>事業の種類</p> <p>(1) 江府町いどばたグループ支援事業</p> <p>(2) 江府町いどばたステップアップ事業</p> <p>(3) 江府町いどばたおつあんグループ支援事業</p>
第2欄	<p>本補助金の交付を受けることとなる者が</p> <p>(1) 町内に在住する65歳以上の者で構成する5名以上のグループ</p> <p>(2) 町内に在住する65歳以上の者で構成する3名以上のグループで、(1)の事業を3年間継続したものの</p>	第2欄	<p>本補助金の交付を受けることとなる者が</p> <p>(1) 町内に在住する65歳以上の者で構成する5名以上のグループ</p> <p>(2) 町内に在住する65歳以上の者で構成する3名以上のグループで、(1)の事業を3年間継続したものの</p> <p>(3) 町内に在住する65歳以上の男性で構成する3名以上のグループ</p>
第3欄	<p>補助事業</p> <p>住民主体型の、高齢者の外出、社会交流の機会や居場所づくり、閉じこもり予防を目的とする事業であって、以下の要件を満たすものうち、町長が適当と認めるもの。</p> <p>(1) ～ (2) 共通</p> <p>①グループの活動内容は、文化的、体育的活動で介護予防や閉じこもりを予防する趣味活動とすること。</p> <p>②他の事業で助成を受けていないこと。</p> <p>(1) ①グループの中に、「他者との交流の機会が減少傾向にある65歳以上高齢者」を含んでいること。</p>	第3欄	<p>補助事業</p> <p>住民主体型の、高齢者の外出、社会交流の機会や居場所づくり、閉じこもり予防を目的とする事業であって、以下の要件を満たすものうち、町長が適当と認めるもの。</p> <p>(1) ～ (3) 共通</p> <p>①グループの活動内容は、文化的、体育的活動で介護予防や閉じこもりを予防する趣味活動とすること。</p> <p>②他の事業で助成を受けていないこと。</p> <p>(1) ①グループの中に、「他者との交流の機会が減少傾向にある65歳以上高齢者」を含んでいること。</p>

		<p>②年間8回以上活動できること。</p> <p>(2) 年間の活動の内、身体を動かす運動・体操を6回以上、介護予防について学び、語る場を1回以上設定すること。</p>		<p>②年間8回以上活動できること。</p> <p>(2) 年間の活動の内、身体を動かす運動・体操を6回以上、介護予防について学び、語る場を1回以上設定すること。</p> <p>(3) ①年間4回以上活動できること。</p> <p>②年間1回、基本チェックリストによる日常生活状況把握を行うこと。</p>
第4欄	補助対象経費	報償費、需用費、役員費、使用料及び賃借料のうち、交付決定後から事業完了までに支出されたものであること。	第4欄	報償費、需用費、役員費、使用料及び賃借料のうち、交付決定後から事業完了までに支出されたものであること。
第5欄	補助金上限額	(1) 12,000 円 (2) 6,000 円	第5欄	(1) 12,000 円 (2) 6,000 円 (3) 4,000 円

附則

(施行期日)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

施行の期日以前に実施している別表第1欄に規定する事業については、本要綱の規定に読み替えて継続できるものとする。